

1 昭和37年9月28日 金曜日・鳥取県公報(号外) 第83号

毎週火、金曜に発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

鳥取県知事 石 破 二 朗
鳥取県条例第三十七号

鳥取県会委員会条例の一部を改正する条例
鳥取県会委員会条例(昭和三十一年九月鳥取県条例第

三十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県議会委員会条例
附 則

この条例は、昭和三十七年十月一日から施行する。

県会規則

鳥取県会議員慶弔内規の一部改正
鳥取県会事務局処務規程の一部改正
鳥取県会事務局衛視制服規程の一部改正
鳥取県会事務局防火規程の一部改正

鳥取県会傍聴規則の一部改正
昭和三十七年九月二十八日

鳥取県議會議長 竹 中 栄

鳥取県会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十七年九月二十八日

鳥取県会議規則(昭和三十一年九月鳥取県会規則第
一 条)

一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県議会規則

第十四条の見出しを「(議会運営委員会)」に改め、

同条中「県会運営委員会」を「議会運営委員会」に改める。

る。

附 則

この規則は、昭和三十七年十月一日から施行する。

県会告示

鳥取県会告示第一号

鳥取県会運営委員会規程(昭和三十二年十二月鳥取県

会告示第十三号)の一部を次のように改正し、昭和三十

七年十月一日から施行する。

昭和三十七年九月二十八日

鳥取県議會議長 竹 中 栄

題名を次のように改める。

鳥取県議会運営委員会規程

第一条中「県会」を「議会」に、「県會議長」を「議長」に、同条第七号中「県會議事堂」を「議會議事堂」に改める。

第二条中「県会」を「議会」に、「県會議長」を「議長」に、同条第九号中「県会図書室」を「議会図書室」に改める。

鳥取県議會議長 竹 中 栄

昭和三十七年九月二十八日

第一条中「鳥取県会」を「鳥取県議会(以下「議会」という。)」に、「県会運営委員会」を「議会運営委員会」に改める。

第二条中「県会」を「議会」に改める。

この内規中「県会運営委員会」を「議会運営委員会」

める。

鳥取県会告示第三号

鳥取県会事務局図書室規程(昭和二十二年二月鳥取県

会告示第十五号)の一部を次のように改正し、昭和三十

七年十月一日から施行する。

昭和三十七年九月二十八日

鳥取県議會議長 竹 中 栄

題名を次のように改める。

鳥取県議会図書室規程

書室)に改める。

第四条中「県会運営委員会」を「議会運営委員会」に改める。

第十一条中「鳥取県会印」を「鳥取県議会印」に改める。

第十二条中「鳥取県会事務局規則」を「鳥取県議会事務局規則」に、「県会運営委員会」を「議会運営委員会」に改める。

雑 報

鳥取県会告示第四号

鳥取県会傍聴規則(昭和二十一年十一月鳥取県会告示

第三号)の一部を次のように改正し、昭和三十七年十月

一日から施行する。

昭和三十七年九月二十八日

鳥取県議會議長 竹 中 栄

題名を次のように改める。

鳥取県議会傍聴規則

第一条中「県会」を「議会」に、「県會事務局」を「議會事務局」に改める。

この内規中「県会運営委員会」を「議会運営委員会」

鳥取県議員慶弔内規の一部を改正する内規

第十一条中「鳥取県会印」を「鳥取県議会印」に改める。

第十二条中「鳥取県会事務局規則」を「鳥取県議会事務局規則」に、「県会運営委員会」を「議会運営委員会」に改める。

鳥取県議員慶弔内規

この内規中「県会運営委員会」を「議会運営委員会」

に改める。

この内規は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附 則

鳥取県会事務局処務規程の一部を改正する規程

鳥取県議会事務局衛視制服規程
附 則

題名を次のように改める。

この規程は、昭和三十七年十月一日から施行する。

鳥取県会事務局衛視制服規程

鳥取県会事務局衛視制服規程の一部を次のように改める。

鳥取県会事務局処務規程（昭和三十一年十二月）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県会事務局処務規程

この規程中「県会」を「議会」に改める。

第一条総務課の項の「県會議事堂」を「議會議事堂」に改める。

第十三条中第一類永久保存の項の第一号を次のように改める。

改める。

この規程は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附 則

鳥取県会事務局衛視制服規程の一部を改正する規程

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目

印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
一部月額二五〇円(配達料共)

金

金

火

火

第三種郵便物認可

発行日

火

第三種郵便物認可

発行日

火

この規程中「県會議事堂」を「議會議事堂」に、「県会事務局」を「議會事務局」に改める。

この規程は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附 則

鳥取県会事務局防災規程の一部を改正する規程

題名を次のように改める。

この規程は、昭和三十七年十月一日から施行する。

鳥取県会事務局防災規程